

# 鎌ヶ谷市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱補足事項

改正施行 平成24年4月1日

## 1 添付書類

(1) その他市長が必要と認める書類（補助金交付申請時）

- ① 申請者以外の共有者が、申請者に、補助金の交付申請及び受領等を委任する旨の委任状。

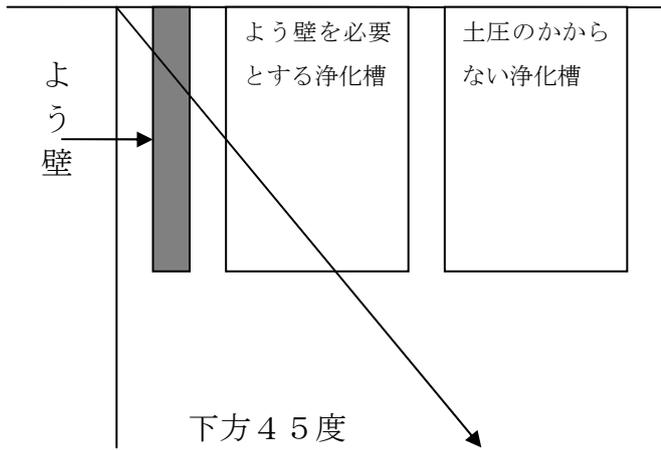
## 2 設計・施工上の運用

合併処理浄化槽の設計・施工上の運用は、次の各号のとおりとする。

- (1) 浄化槽の設計・施工上の運用指針（編集 国土交通省住宅局建築指導課 日本建築行政会議）に準ずる。
- (2) 合併処理浄化槽が、道路、建物（隣地の建物を含む。）の基礎部分の外側又は隣接地側が高い2メートルを超えるがけから下方45度以下にある場合は、鉄筋コンクリート製よう壁を設置しなければならない。（別図）ただし、通り抜けできない道路の場合を除く。
- (3) 合併処理浄化槽の上部が駐車場になる場合は、支柱を設置しなければならない。ただし、構造耐力上支障ないものと評定する財団法人日本建築センター発行の評定書の写しが提出された場合は、この限りではない。

別図

道路



建物の基礎

